

診療放射線技師法「第24条の2」の重み

“あなたは造影剤を注入する権限を持っていますか？”

熊代 正行

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



「全ての診療放射線技師が平成32年3月までに業務拡大に伴う統一講習会を修了する」というミッションの下、現在、全国津々浦々で本講習会において精力的にご指導いただいている講師の先生方や、開催に向けてご尽力いただいている教育委員をはじめ地域役員の皆さまに、この場をお借りして心より敬意を表し、お礼を述べたい。

この講習会に対するご意見の中で、受講しない理由の一つに「平成27年3月31日発出の医政局通知(医政医発0331第2号)では、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないとしている」、従って「受ける必要はない」とのこと。医療安全と自らのライセンスをどのように考えておられるのか、伺いたいところである。さらに医政局通知には、次の記述が続き「養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること」と締めくくられている。「省令変更に伴い、当該医療行為の実施に当たり安全を担保すること」と読み取れる。後半の記述について、どこで、どのように保証されるのであろうか。

このたびの業務拡大の中では、「抜針・止血」「肛門にカテーテルを挿入」などの新たな診療の補助行為に目が留まりがちであるが、「造影剤注入装置のスイッチを押す行為」を見過ごしてはいないだろうか。本会の業務実態調査の結果では、ほとんどの診療放射線技師が造影検査の一連行為として実施してきた行為である。これまで「グレー」な行為として暗黙の了解の下、実施されてきたのである。このたびの法令改正で、診療放射線技師の業務として「グレー」が「白」と明文化された以上、その行為に対して責任が発生する。

表題の「あなたは造影剤を注入する権限を持っていますか？」は、JCI(米国の医療分野における「医療の質と患者の安全に関する継続的な改善」に関する第三者評価認証機関の国際部門、Joint Commission Internationalの略)のモックサーベイにおいて、調査対象機関における診療放射線技師に対して、Ver.6から調査される内容である。答えは当然「Yes」であるが、「誰でもスイッチを押すことができるのか？ それはどこに明記されているのか？」と質問は続く。診療放射線技師法が平成27年に改正され、第24条の2項に関する業務拡大として「造影剤注入装置を用いた造影剤投与を行うこと、投与終了後に抜針・止血を行うこと」が実施可能であることを伝え、さらに質問は続く。「造影剤の知識はあるのか？ 教育・研修を受けているのか？ BLSの資格は有しているのか？ 誰が認めているのか？」。ここまでくると、本会の統一講習会受講証を提示し、病院長の了解の下で実施していることを伝え、ようやくサーベイヤーは納得する。JCIの本審査では抜き打ち調査が実施されるので、全員の受講が必須であることは明白である。

現在、国内の医療機関において、日本医療機能評価機構の病院機能評価と併せてJCIの承認を取得する医療機関も増えつつあるが、今後はJCIを手本とする病院機能評価においても、医療スタッフの業務拡大に伴い法令改正が行われた関連医療行為について、医療安全の観点から調査対象とされることを望みたい。一方、地方行政においても立入検査(医療監査)時に、本会が実施する統一講習会の受講の有無について調査が実施されている地域がすでにあり、その報告も上がっている。所轄の厚生労働省令の改正であり、新たな診療補助行為について医療安全の観点から調査対象となるのは当然であり、大いに歓迎したい。

ここで改めて診療放射線技師法第24条の2について考えてみたい。この法律は将来を見通した素晴らしい条文である。法令を変更することなく、省令により検査関連行為として将来にわたって必要となる行為が積み上がっていくのである。

この法令で保障されたわれわれは、その恩恵と責任を十分認識し、現状維持に甘んじてはならない。自ら新たな業務にチャレンジし、常にスキルアップを目指さなければならない。医療界の片隅に取り残されないよう、全ての診療放射線技師が一丸となって研修を修了することを期待する。そして現在、虎視眈々^{たんたん}とわれわれの業務を侵食しようとする団体が存在していることも十分認識し、研修を怠ってはなるまい。